

令和 7 年第 5 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 5 月 12 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分
- 2 場 所 菊池市役所 本庁 3 階 305 会議室
- 3 出席委員 2 番/山内正春 3 番/中山真由美 4 番/佐々木英樹
5 番/松岡 忠 6 番/丸山利明 7 番/吉野幸資 8 番/横田 勇
9 番/安武義徳 12 番/池田博之 13 番/高山悦子
14 番/木村克幸 15 番/泉田加代子 16 番/平山一浩 17 番/牛島誠治郎
18 番/永松治雄
- 4 欠席委員 1 番/東博己 10 番/徳永久美 19 番/川口五月
- 5 事務局 (本 庁) 古田十咲、高野美由紀、清水登、岡島尚輝、近藤孝雄
(七城分室) 井芹加苗 (旭志支所) 小池 健
- 6 議 題 議案第 1 号 新規就農について
議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について
議案第 3 号 農地法第 4 条許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条許可申請について
議案第 5 号 農用地利用集積促進等計画(案)について
- 報 告 ①許可不要転用届について
②許可返納願について
③合意解約について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は議席番号 1 番、東博己委員、それから、議席番号 10 番、徳永久美委員、それから、議席番号 19 番、川口五月委員から欠席の届け出があっております。本日 18 名中 15 名の農業委員さんにご出席をいただいております。菊池市農業委員会会議規則第 9 条に定めのある、過半数を超えておりますので、本会議は成立していることを報告いたします。それでは、ただいまより令和 7 年第 5 回菊池市農業委員会会議を開会いたします。まず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《議事録署名者指名》

会 長 それでは、議事録書面の委員を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第 18 条に基づきまして、議席番号 14 番木村委員と議席番号 15 番泉田委員を指名させていただきます。

《議案審議》

会 長 それでは、議案第 1 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第 1 号 新規就農について

事務局長) はい。まず、ご説明する前に、資料の訂正をお願いいたします。2 ページになります。真ん中の 3 番の取得等予定候補地における事業計画のところになりますけれども、訂正していただく箇所は、生産量、表の中ほどになりますけれども、一番上のサツマイモが 1 万 2,000 円になっておりますがこれは 1,200 になります。0 が一つ抜けるような形になります。じゃがいもを 1 万 6,000 円が 1,600 になります。玉ねぎの 1 万 2,000 も 1,200 になります。大根の 7,500 は 750 に、訂正をお願いいたします。これは単当たりの収穫量とその左側にございますけれども、サツマイモで言いますと 1,500kg となっておりますが、作付面積はこれは 8 反ではなく、反でいくと 0.8 となりますので、0.8 を掛けたところが、正しい数字ということになりますので、一つ桁が多くなっておりますので、0 を一つ消していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。それでは、ご説明をいたします。議案書の 1 ページをお開きください。新規就農にあたり、別紙の通り、事業計画書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は 1 件です。2 ページから 3 ページが農業計画書となっております。2 ページをご覧ください。申請書の住所、氏名、申請の理由、過去の農業従事者状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、続いて 3 ページでございます。農業用機械の保有状況と作付管理計画の内容につきましては、記載の通りでございます。先般 4 月 25 日に、中山副会長をはじめ、担当農業委員さんと、事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、担当の永松委員様より、ご意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18 番永松です。先般、中山副会長、事務局で面談を行いまして、申請者は保育園を営む長男でございまして、申請地は保育園の隣接地になります。そこで以前は譲渡人さんの好意で、芋掘りなどの収穫体験などを園児にさせておられたということでございます。このたび、譲渡人さんが高齢ということで、そういうことができないということになったので、今回、新規就農という形で、農業技術を習得して、園児の収穫体験など、情操教育に役立てたいという事でした。また収穫物については園児の給食に充てて、食べられるということでございます。機械については、当分の間、譲渡人さん

の機械を借りて使用させてもらうということでございます。問題はないかと思います。よろしく申し上げます。

会 長 新規就農につきまして、事務局、担当員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねの意見等がございましたらお願いいたします。

(質 問 ・ 意 見 な し)

意見もないようですので、ご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、議案の通り承認することに決定いたします。次に議案第 2 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について

事務局長 はい。議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請についてご説明させていただきます。4 ページをお願いいたします。農地法第 3 条第 1 項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権権移転 18 件、賃貸借権設定 2 件、使用貸借権設定 1 件となっております。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 それでは所有権移転の 1 番について説明をお願いいたします。

事務局 1 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、につきましては、議案書の通りです。

会 長 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

横田勇委員 8 番横田です。ここは、私の集落の範囲でして、今まで病気がちで入院まではしてなかったんですが、ちょっと農業はできないということで、一部の畑等に管理不行き届きがありました。今後は息子さんに代わられるということで、私も気をつけて指導をしていきたいと思います。中山間地等の支払いに入ってる農地もありますので、特に留意して、息子さんも勤め人で、これまでの仕事に慣れておりませんので、指導監督もやりたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

会 長 次に、2 番をお願いいたします。

事務局 2 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、につきましては、議案書の通りです。

会 長 2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17 番牛島です。この現場は、9 月 3 日に現地調査を行いました。私が今、カスミソウの作業で忙しかったので、推進委員さんとは別々に調査することになりました。私は 5 月 3 日に現地調査をしました。この場所は、現在、草もちゃんと刈ってあって、耕うんもしてありました。この譲渡人さんがやったのではないと思います。隣の人が管理をされてると思います。それと、もう一つの土地の方は、この譲渡人さんじゃなくて、酪農家の方かなんかがトウモロコシを今現在作っておられます。で、何も問題はないかと思しますので、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

会 長 次に、3 番をお願いいたします。

事務局 3 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人、につきましては議案書記載の通りです。

会 長 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17 番牛島です。先ほどの現地調査と同じで、5 月 3 日に現地調査をしました。私が花の作業もありまして忙しかったので、推進委員さんとは別に調査をしました。この圃場は、ちゃんと畦草も刈ってあって、ちゃんと耕うんもしてありました。何も問題はないかと思えます。ご審議の方、よろしくお願いします。

会 長 次に、4 番をお願いいたします。

事務局 4 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人、につきましては議案書記載の通りです。

会 長 4 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7 番の吉野です。5 月 8 日に現地調査をいたしまして、現地につきましては、ちょっと面積的には少なく三角の形をした畑ではございます。年齢的にも 71 歳ということと、体力的にちょっと無理があるということで、処分したいということで話がありました。譲受人の方は、米を 1 町 8 反程度作っておられます。この場所につきまして

は、畑として、自家用の菜園程度を作りたいということでございます。この方は米とかゴボウをされているようでございます。耕うん、管理してありますので、別に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 次に、5 番をお願いいたします。

事務局 4 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人、につきましては議案書記載の通りです。

会 長 5 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7 番の吉野です。これにつきましても、年齢的に体力的に無理があるということで、ちょうどお話があったということです。現況的には、畑で耕うんはしてありますけども何も作ってない状態でございました。これも同じく、買われる方が、1 町 3 反程度の米とか麦を作っておられまして、同じく、自家用の野菜畑にしたいと、いうようなことでございますので、問題ないと思われまますのでよろしくお願いいたします。

会 長 次に、6 番をお願いいたします。

事務局 6 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人、につきましては議案書記載の通りです。

会 長 6 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

池田博之委員 12 番池田です。5 月 9 日の日に上村推進委員と現地確認に行ってきました。双方合意による所有権移転です。場所は菰入神社から東へ 130 メーターのところにあります。今回の農地では野菜を作られるそうです。問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

会 長 次に、7 番と 8 番に関連しておりますので一括して説明をお願いいたします。

事務局 7 番と 8 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人、につきましては議案書記載の通りです。

会 長 7 番と 8 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

木村克幸委員 14 番の木村です。双方合意の所有権移転です。隣の方は、栗を作られているそうです。譲受人が栗を作っておられますので、その隣の土地を売ってくれないかとい

うことで話がついたそうです。以上です。

会 長 次に 9 番をお願いいたします。

事務局 9 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人、につきましては議案書記載の通りです。

会 長 9 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。東さんですが、欠席でどなたかにお願いしてますか。欠席届の時にその現地確認あたりは、東さんと推進委員さんがされたという連絡は受けてますか。それを受けているなら、事務局の方で説明してもらっても構いませんけど、それがなければ、説明はちょっとできない状況ではないかなと思いますけど。それをちょっと確認してください。次に進みます。

平山一浩委員 16 番平山です。双方合意による所有権移転です。譲受人さんは、菊陽町の住所ですけども、牛の繁殖と普通作をやられてるものです。こちら栗を植えるそうです。

会 長 9 番を若干確定しますので、次に 10 番をお願いいたします。

事務局 10 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人、につきましては議案書記載の通りです。

会 長 10 番につきまして、担当推進員さんの方で説明をお願いいたします。

宮本俊郎推進委員 推進委員の宮本です。譲渡人と譲受人は近所でもあり、親戚でもあります。今回はお互い合意の上での売買であります。5 月 2 日に現地を確認して参りました。管理は適正にされておりました。譲受人は 50 年以上農業をやっておられます。今回も奥さんと 2 人でやっていかれるということです。飼料を作付される予定ですが、来年以降は玉ねぎやニンニク等の作付も考えておられるようです。何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長 次に 11 番をお願いいたします。

事務局 11 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人につきましては議案書記載の通りです。

会 長 11 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4 番、佐々木です。この申請地は、私が地区がちょっと離れているので、

推進員さんの方に連絡があったそうで、集積関係だそうです。それで農業ができないので売りたいという話がありまして、それなら私の方が買うという話で、双方合意の上の契約になっております。以上です。よろしくお願いします。

会 長 次に、12 番をお願いいたします。

事務局 12 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人につきましては議案書記載の通りです。

会 長 12 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18 番永松です。この案件は、先ほどの新規就農者の売買ということでございます。若干面積が広いところが気になりますけど、頑張ってもらいたいと思っております。現在は、元の持ち主さんがサツマイモを栽培されておまして、その後、新しい方で管理されると思っております。

会 長 次に 13 番をお願いいたします。

事務局 13 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 13 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

泉田加代子委員 15 番泉田です。この案件は遺贈ということで、譲受人が農地所有者の遺言により贈与されるものです。遺言書とともに、その遺言書が正式なものであると、家庭裁判所の証明も添付されておりました。5 月 7 日に中島推進委員と現地確認を行いました。譲受人は、亡くなられた農地者、農地所有者とともに、10 年ほど農業を一緒にされており、トラクターや刈払機などの機械も持っておられます。すでに、栗の木が植えられており、引き続き生産管理するということです。何ら問題ないと思いますので、皆様にご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 初めての案件ですので、事務局より遺贈について説明をお願いいたします。

事務局 遺贈ということが出てきましたので、ちょっとご説明したいと思いますが、ただいま委員さんからもお話があったと思いますが、遺言書をもって誰かに渡すというときに、相続人であれば許可はいらないんですけど、第三者、他人とかですね、そういう人に渡すときは、3 条の許可を受けなきゃいけません。というものです。譲渡人が亡くなっておられるので、受け人の単独申請になります。先ほどもありましたように家庭裁判所で、それは遺言書として間違いのないという検認を受けなきゃいけません。そして、そ

の中にですね、家庭裁判所で、遺言執行者という人も決めて、誰にするというのを申し出て決めてもらいます。その人が遺言の内容について、実際執行するということになっております。

あとですね、相続と遺言の違いというのはですね、遺言は誰かに自分の財産をやる自分の農地をやるという遺言書を書くということですけど、相続というのは、亡くなった方が、特別、誰にやるということを言わずに亡くなってしまったので、法定割合ですかね、指定された割合でもって、最終的にはその分割されるという事であります。ですから、ここで大事なのはですね、生前に遺言書を書かれる前にですね、単独申請は3条の許可を受けなきゃいけませんので、許可を受ける人かどうかというのを、まず確認することが肝要かと思います。以上でございます。

会 長 はい。次に14番から18番までは関連しておりますので一括して説明をお願いいたします。

事務局 14番、15番、16番、17番、18番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 14番から18番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

泉田加代子委員 15番泉田です。この案件は、14番から18番までの所有権移転の農地売買です。譲受人は87歳の福岡市在住の方です。この方は昨年も田島地域で、農地を何筆も買われ、この農業委員会総会で話題に上がった方です。昨年、買われた農地を現地調査したところ、麦・野菜の作付け、耕うん等、適正に管理されていました。このたびの申請書にも野菜の作付け計画や、作業員も5人から10人に増やすなど記載があることや、5人の所有者のうち4人が熊本市在住で、日頃から管理ができていないこと等を鑑みて、問題はないと思いました。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長 次に、賃貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

事務局 1番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 1番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員 5番松岡です。8日に現地を推進委員さんと見て参りました。もともと作っておられたところを新たに賃貸借の申請ということで上がっております。別に問題ないかと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 次、2番をお願いいたします。

事務局 2番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 2番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

山内正春委員 2番の山内です。5月8日に現地調査をして参りました。現地はまだ、レンゲやクローバーが植わっておりました。お互いの要望による賃貸借権の設定でございます。場所は、受人の家のすぐそばの30アールぐらいの田んぼでございます。今回の農地には水稻を作られるということで、何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 次に使用貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

事務局 1番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、並びに譲渡人、譲受人につきましては、それぞれ議案書記載の通りです。

会 長 1番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18番永松です。20日に現地確認を行いまして、牛の牧草のイタリアンが植わっておりました。若干サイロ等などのビニールとかそういうのを散乱しておりましたけども、問題はないかと思います。親子間の使用権貸借ということでございます。問題はないかと思います。よろしくお願いします。

会 長 それでは、先ほど所有権移転の9番につきまして、担当の農業委員さんあたりに確認が取れたそうですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 担当の農業委員さんはちょっと連絡が取れなかったんですけども、推進員さんの方には現地を見ていただいたということで、現実的には、じゃがいもが植えられていたということです。受人さんは、お一人でされるんですけども、機械も持ってですね、年間150日ほどはされるということでして、今後もジャガイモと、あと米の方もしていかれるということで、問題はないかと思いますとの事です。よろしくお願いします。

会 長 はい。それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。
はいどうぞ。

平山一浩委員 16番の平山です。13番の先ほど遺贈という形の所有権移転ですけども、

これは受人さんが農業者であるかどうかは特に関係はないという事でしょうか。

事務局 受人としては、通常の3条の許可要件を満たさなければいけません。

農作業の機械を持っているとか、栽培技術が備わっているとか、要件を満たす必要があります。

会 長 他にはございませんか。

はいどうぞ。

高山悦子委員 13番高山です。14番から18番の件、昨年も何かここに出てこられたという案件だそうで、ちょっと私は記憶ないんですけど、年齢等それから福岡市に在住されているっていう事からすると、実際の耕作は雇われた人がされているということでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 はい。受人さんの住所は福岡の方なのですけれども、菊池市に寝泊まりできる事業所を構えてですね、そこでされるということと、従事する方は従業員さんということで、農作業には70代とか50代の方が何名ずつかいっています。

平山一浩委員 農業法人にされてるということでしょうか。

事務局 法人化は、今はされていません。これからされるだろうということです。

会 長 よろしいですか。

高山悦子委員 分かりました。

会 長 他にはございませんか。

ちょっと事務局の方に否定することはしませんけど、先般の検討委員会で、移転される方受人さんあたりがこの農地で何を作付されるのか、ちょっとわかりにくいというような意見があったと思いますので、できれば、この所有権移転される農地に何を作付されるのかというのを書いていただくようなことができれば、次回からそのようにお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

事務局 はい。それでは、備考欄に次回から記入したいと思います。

会 長 はい。それでは、意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はいありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第 3 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 3 号農地法第 4 条許可申請について、ご説明をさせていただきます。12 ページをお願いいたします。農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は 2 件となっております。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 はい。それでは、1 番について説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 3 号、農地法第 4 条許可申請について、ご説明させていただきます。10 ページをお願いいたします。農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の委員を決定していただくものでございます。今回の案件は 2 件となっております。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、1 番について説明をお願いいたします。

事務局 はい。4 条担当します岡島です。よろしくお願いいたします。まず 11 ページの申請番号 1 番でございます。所在、地番、地目面積、申請人の、住所氏名、転用の目的は議案書の通りとなっております。続いてスクリーンをご覧ください。申請地については、泗水支所から北へ約 1900 メートルほどのところになります。農地区分は概ね 10ha 以上の農地の広がりがある区域内にある農地であるということから、第 1 種農地になりますが、許可の例外規定である既存敷地の 2 分の 1 を超えない拡張に該当するため、転用が可能かと思われます。この案件につきましては、始末書がついておりますので、ここで読み上げさせていただきたいと思います。私、(申請人) は、申請地について、昭和 55 年に父が農地を道として構築したことについて、農地法に違反する旨の認識がありませんでした。本来であれば、昭和 55 年の時点で、農地法の諸手続きをしなければならないことを、関係者各関係者から聞き、菊池市農業委員会様には誠に申し訳なく思っております。農地法を知らずして、諸手続きを行わずに今日まで至ったことを深くお詫びいたします。今後このようなことがないように努めますので、今回の農地転用の手続きを進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。という始末書がございました。現地につきましては、このような形(スクリーン)で、現在、道があるということです。以上です。

会 長 1 番につきまして担当員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7番、吉野です。これにつきましては現地調査行いまして、写真の通りで、昭和55年頃に手続きをすべきところですね、農地法を理解してなかったということで、お父さんの時に作ってしまって、利用しておったというところでございます。

地籍調査等に於いては、地籍を確定させる時に、この道路であるという形ですることにはなっていたらしいんですけども、それを待ってたら、ちょっと次の事務所の建築をしたいという時にですね。今回ちゃんとした形で、顛末書を付けさせて頂いて、お願いするということでございました。

見ての通り、道路になっておりまして、この手前の方に事務所を建てるということで進めていた中で、ここが農地のままだったというのが、子供さんが建てる段階で、分かったということで、今回出されております。状況的には問題ないかと思われまますので、よろしくお願いしたいと思います。

会 長 次に、2番をお願いいたします。

事務局 はい。続いて申請番号2番です。所在、地番、地目、面積、申請人の住所氏名、転用の目的は、議案書の通りとなっております。それではスクリーンをご覧ください。申請地については、旭志支所から北東へ約2100メートルぐらいのところでございます。航空写真になります。農振農用地区域内の農地にはなるんですけども、今回転用目的が牛舎ということで、農用地利用計画において指定された用途に該当するため、転用可能と思われまます。現地の状況は、このような形になっております。以上です。

会 長 2番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

安武義徳委員 9番、安武です。申請者本人の方からの連絡もありまして、4月25日に詳細に内容等は確認を取ったところです。また、併せて5月8日の日に丸山会長の立ち合いのもと、現地調査の方も立ち合わせて頂いております。当該施設につきましては、ご本人さん3ヶ所に点在する牛舎、既存施設をお持ちでありまして、それぞれに繁殖あるいは肥育をされていたわけですが、今回はそれを1ヶ所に集約することで、繁殖牛をメインとした牛舎を建てたいということで、用地を随分探したようではありますが、なかなか見つからずに、今回申請する用地にやむを得なかったということであります。当用地は、既存の牛舎の南側に隣接する土地でありまして、作業効率等を考えるといいのではなかろうかっていうふうに考えております。また、後継者の方も、長男、次男お二方です。それぞれ畜産業に努めておられましてですね、将来有望だろうというふうに思います。また息子さんたちにもちょっと話をしましたが、非常に好青年でもありますし、期待を持てるなというふうに思います。特に、地元の推進員さんの方からですね、強く、是非協力して欲しいというようなこともございましたので、ぜひご審議の方よろしく願い申し上げます。以上です。

会 長 農地法第 4 条の申請につきまして、事務局、各担当員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に議案第 4 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 4 号、農地法第 5 条許可申請について、ご説明させていただきます。12 ページをお願いいたします。農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の通り申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転 10 件、賃借権設定 1 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 それでは所有権の 1 番について説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、13 ページをお開きください。申請番号 1 番です。
所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、住所氏名は、議案書の通りでございます。それではスクリーンの方をご覧ください。申請地は市役所から南へ約 250 メートルのところにあります。都市計画の用途区域にある第 3 種農地でございまして、転用の方は可能かと思われます。場所は市役所から南で、こちらの方になるんですけれども、そこにドラッグストアがございしますが、その東側のところで、周りはほとんど住宅地になっているような地域でございます。以上です。

会 長 1 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員 5 番松岡です。事務局と現地を見て参りました。見ての通りですね、道路沿いになっておりまして、こちらの西側の方ですね。上、下水道が通ってましてこちらを利用してからですね、個人住宅を建てるということでした。雨水の方はですね、道路の側溝がありますので、そちらの方に流していきたいということと、浸透枳を設置して対策したいということです。別に問題ないかと思うので、よろしくをお願いいたします。

会 長 次に、2 番をお願いいたします。

事務局 はい。2 番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人。住所氏名は議案書の通りです。スクリーンの方をご覧ください。申請地は、赤丸のところになりますけれども、市役所から西南方向へ約 3300 メートルのところにあります。農振農用地区域になりますが、農業用施設ということで用途区分の方もあって今回の申請となっております。このハウスの空いてるところの中に、今回、糞摺りをされる乾燥施設等を設置されると、144 m²ですが、設置されて、残りはそのままという感じになります。現地の方は、このような状況です。以上です。

会 長 2 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 はい。17 番、牛島です。この案件は、5 月 8 日にですね、丸山会長さんをはじめ事務局と推進委員と、現地調査を行いました。この土地はですね、所有権移転ということで、親から子への贈与になります。写真のようにハウスなんですね、アスパラガスです。そのど真ん中をですね、乾燥施設、米麦の乾燥機と糞摺り施設を設置するということで、自分の土地を真ん中を開けて作るということです。なぜこの施設をこの真ん中に持ってきたかと言いますと、自分の家の周りでは騒音という問題もあります。また糞摺りですので埃がする。皆様にご迷惑かけたらいかんということで、この自分のハウスの真ん中に持ってきたということになります。それと面積がですね、多分書いてないと思いますが、900 m²です。この 900 m²の中でですね、乾燥と糞摺り施設ともみ殻置き場、展開スペース、駐車場スペース、とその他ということであります。それと生活雑排水や汚水ありません。それから、雨水はですね、施設内に浸透枳の設置して、オーバーフローは、そのハウスの前に排水路がございます。そこに放流するという事です。排水同意書も添付してあります。何も問題はないかと思ひます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

会 長 次に、3 番をお願いいたします。

事務局 はい。3 番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人の住所氏名等は、議案書のとおりでございます。それではスクリーンの方をご覧ください。申請地は市役所から西へ約 2100m の位置になります。赤枠が映っていますけれども都市計画の用途区域内にある農地でございます。それと、道路の入ったところになりますけれども、都市計画の用途区域で 3 種農地という農地区分になっております。現況の方は、このような状況でございます。

会 長 3 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 はい。17 番、牛島です。5 月 8 日に丸山会長さんをはじめ事務局と推進委員と現地調査を行いました。この案件はですね、転用面積は、1408 m²と共同住宅の 2

階建ての16世帯1棟。ということです。給排水は菊池市の上水道より給水するということでございます。それと生活雑排水と汚水は公共下水道に放流するということです。雨水は敷地内浸透枳を設置するということでありまして、何も問題ないかと思っておりますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 次に、4番をお願いいたします。

事務局 はい。それでは14ページをお願いいたします。4番です。所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の住所氏名等は議案書の通りとなっております。それではスクリーンの方をご覧ください。申請地につきましては、市役所から西南方向に約2200メートルに位置いたします。こちらの方は、都市計画区域ではございませんが、上水道の管が埋設された道路の沿道で、概ね500メートル以内に教育施設、二つ以上の教育施設、医療施設が存在するということで、菊之池保育園とたがみクリニックから500メートル以内ということで3種農地の区分となるところでございます。状況はこのような状況となっております。

会 長 4番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 はい。17番の牛島です。この案件は5月8日ですね、丸山会長さんをはじめ、事務局と推進委員さんと現地調査を行いました。この場所はですね、転用面積が2,419㎡で、分譲住宅地ということで、10区画の住宅でございます。それと、給水は菊池市の上水道を接続するということです。生活雑排水と汚水は、菊池市の下水道に接続するということでございます。雨水は浸透枳を設置する。オーバーフロー分は、南側の市道の側溝に接続する。これは菊池市の土木課と協議済みということでございます。何も問題ないかと思っておりますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 次に、5番をお願いいたします。

事務局 はい。5番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人の住所氏名は議案書のとおりでございます。それではスクリーンの方をご覧ください。申請地につきましては市役所から西南西方向に約2,200mのところにあります。ここは都市計画区域外になります。農地としては、10ヘクタール以上の広がりがない。公共投資がなされていない農地ということで、2種農地の区分となります。現況の方はこのような状況でございます。

会 長 5番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 はい。17番の牛島です。この案件は、5月8日に、丸山会長さんをはじめ事務局と推進委員さんと現地調査を行いました。この土地はですね、隣にスクリーンのですね、その赤印の手前の泥の部分ですね、2月に申請された住宅地になります。

その隣がこの赤点の三角になります。ここはですね、転用面積の 516 m²、共同住宅、二階建ての 6 世帯、1 棟ということです。給水は菊池市の上水道より給水するということです。生活雑排水、汚水は共同下水道に交流するということです。それと、雨水は敷地内に浸透枘を設置するということです。何も問題なかったと思いますので、皆さんのご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 次に、6 番をお願いいたします。

事務局 はい。6 番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人住所氏名は議案書の通りとなっております。それではスクリーンの方をご覧ください。申請地につきましては、市役所、七城支所から、南西方向に約 3,700m の場所になります。農振農用地区域になるところでございます。航空写真の方では林原工業団地の西側に当たるところです。以前、畜舎が建つてるところの横が申請地となっております。農振農用地区域になりますけれども農業用施設ということであって、用地が設定されております。なお始末書がついておりますので、この概略をお読みしたいと思います。6 年ほど前から休耕時期に、既存牛舎の給餌用ミキサーのう回路として使用していたが、それが常態化してしまいました。土壌堆積は既存牛舎北側をミキサーが迂回できる範囲で、農地転用して、埋め立て、土として使う予定で土建業者からもらっていたものですが、今回の迂回の方が、便利がよかったと、今の迂回の方が便利がよかったということで、利便性がよかったので、常態化してしまいました。今回このことについて、深く反省し今後このような過ちを繰り返すことがないように、日々の業務に取り組みを努めますという始末書がついております。以上で、現況はこのようになっています。

会 長 6 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

木村克幸委員 14 番、木村です。現在、畜舎はですね、老朽化しておりまして、木造の所が継続が不可能な状態になりつつあるため、今回の畜舎の申請となっております。木造も見てみましたが、かなり傷んでますので、皆さん方のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長 次に、7 番をお願いいたします。

事務局 はい。7 番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人の住所氏名は議案書の協議でございます。スクリーンの方をご覧ください。申請地につきましては、泗水支所から東へ約 4,500m のところにあります。道の駅旭志の西側にあたる、泗水の住吉工業団地の隣接になるところでございます。現況といたしましてはこのようになっていますけれども、農地区分は一種農地、10ha 以上の広がりがある第一種農地になりますけれども、既存の事業敷地、青色（図面）で示してあります。既存の事業敷地の 2 分の 1 を超えない拡張ということで申請が上がっております。現地の方の写真、これがちょっと

拡大したところでございますけれども、工業団地の隣接のところ、現地はこのようになっておりますけれども、工場の方が、右手の奥の方角に実はありますけれども、木があってちょっとこの写真では見にくいということになりますけれども、その隣接というところでございます。以上です。

会 長 7 番につきましては、担当推進委員であります。林委員の方に意見を述べていただきたいと思います。

林創世推進委員 推進委員の林です。この土地は、今の工場の道向かいにあたります。給水は、井戸水を利用する計画らしいです。汚水については、合併槽を新設し、処理水を隣接する道路側溝へ放流する計画だそうです。雨水については、集水後、新設する雨水浸透施設にて地下貯蔵、浸透を行う計画だそうです。それと、泗水町土地改良区とか、菊地台地用水土地改良区との協議は済んでいるそうです。以上です。

会 長 次に、8 番をお願いいたします。

事務局 それでは 16 ページをお願いいたします。申請の所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人の住所氏名は意見書の通りでございます。それではスクリーンの方、お願いします。申請地は市役所の泗水支所から北東方向へ約 650m のところでございます。10ha 以上の広がりのある一種農地となりますけれども、集落に接続しておりまして一種農地の例外規定に当たる案件でございます。現地の方は、このような状況になっております。以上です。

会 長 8 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4 番佐々木です。8 日でしたかね、会長さんと事務局等で立ち会いをいたしました。この申請者はもともと、今もですが、学童保育事業されております。今の施設が一般住宅を利用されておりまして、安全性とか人員も増え始めたものですから、対応できないようになったと言うことで、別なところを探しておられたということです。そういうことを言っていたら、おばあちゃんの方が、そういうことであれば、私のところを利用していいと言う話がありまして、申請に出たということです。特に異常はなかったと思います。排水関係も、区長さんと水利関係の承認もいただいているということです。

会 長 次に、9 番をお願いいたします。

事務局 はい。9 番です。申請の所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人の住所氏名は議案書の通りでございます。スクリーンの方をご覧ください。申請地につきましては、市役所の泗水支所から北へ約 1,700m のところにあります。こういうところになりますけ

れども、農地的区分的には 10ha 以上の広がりがない、公共投資がなされていない農地ということで、2 種農地という判断で行っております。現地の方は、このようになっております。

会 長 9 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4 番佐々木です。この土地に関しては右上にありますアパートの持ち主の方の土地でありまして、駐車場が足りないということで、そこを新たに駐車場として使いたいということでありました。周囲に関しても、その施設に対しても砂利を敷くだけで、特別排水とか、そういう心配はありませんということを言われましたので、問題はないかと思えます。

会 長 次に、10 番をお願いいたします。

事務局 はい。10 番です。17 ページとなります。申請地の所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人の住所氏名は議案書の通りでございます。申請地につきましては、スクリーンの方で説明いたしますと、市役所の泗水支所から北西方向に約 2,200m のところになります。航空写真で見るとこのような形になりますが、周囲を、工場、宅地、山林に囲まれております 10ha 以上の広がりがなく、公共投資がなされていない農地で 2 種農地という判断をしております。現地はこのようになっております。

会 長 10 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18 番、永松です。8 日の日に丸山会長、事務局、推進委員のみなで、現地確認を行いました。現在は旭志で操業されている会社でございまして、今回、事業拡大を見越して、今回の申請地を選定したということでございます。事業内容はバイクのアルミの部品を製造しているということでございまして、社員数 41 名の二交代制の操業をされておられるということでございます。給排水につきましては、給水は市の上水道、下水道につきましては市の下水道につなぐということでございます。また汚水は発生しないということでありますけれども、若干、出るということで、ドラム缶に封入して、専門業者に引き取ってもらうという事でございます。雨水につきましては、敷地内処理ということで、地下調整池を設けるということで、商品名がクロスウェーブというのを設置するということでございます。また騒音対策ということで、壁に防音材を敷き詰めるということでございました。問題はないかと思えます。よろしくお願いします。

会 長 次に、賃貸借権設定の 1 番について説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借の 1 番です。申請地の所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人の住所氏名は議案書の通りでございます。今回の申請地につきましては、スクリーンの方をご覧

ください。国道になりますけれども、ここは市役所旭志支所から、南西方向へ約 3,300mのところにあります。この場所につきましては、昨年 11 月の農業委員会総会で可決されました流通業務施設の工事個所の隣接地で、農振農用地区域ではありますけれども、一時転用ということで 3 年間の期限で、3 年以内には元に戻すという、一時転用で上がっている農地でございます。現況としては、このように牧草の刈り取った後となっているところです。右上が造成中の倉庫ですね運送業の倉庫の工事現場となっております。以上です。

会 長 1 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

平山一浩委員 移転する倉庫の建設に伴い適切な場所を探しましたが、建築場所が限られてるということで、隣の土地に、建設資材の置き場、現場事務所等、工事関係者の駐車場です。賃貸を受けるということで、令和 8 年の 12 月 31 日までの期間で、工事完了後は現況の農地に戻すという計画でございます。給水関係に関しましては、ボーリングを済ませておられるようですので、それを利用するという事です。生活雑排水は地上型の浄化槽を設置して、処理水は造成している土地にした区域外の側溝へ放流する。汚水、トイレについては、くみ取り式、汚水ですね、雨水を敷地内にて、浸透処理するという事でございます。以上です。

会 長 農地法第 5 条の許可申請につきまして、事務局、各担当員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねはご意見等ございましたらお受けいたします。

佐々木英樹委員 7 番ですけども、いつか、農業委員会ではなかったですかね、本件について申請に出てたのは。図面で、もっと詳しく出ていたような。

事務局 農振協議会に出てました。農振農用地区域から除外の申請、協議のときに、説明があったかと思えます。

佐々木英樹委員 はい。分かりました。

会 長 はいどうぞ。

安武義徳委員 今の関連で、農振農用地区域からの除外が通ったのは、今初めて今私ども知ったところなんですけど、これ以外にも、確か 10 番も 11 月の総会資料に上がった案件だったと思いますが、何か散見されるような案件があるんで、農振除外がいつ通ったかぐらいのところなんか教えていただければ、判断材料になるのですが、というふうに思います。

会 長 5年後見直しの時には、個別の案件については、一応取り扱いませんけど、それ以降は毎年2回ほど、農振除外の協議があったと思いますけど、何月に出たか私も記憶にありませんので。

事務局 農振協議会が農政課の方で、年2回、5月と11月で、だいたい半年で農振が外れるとなります。そうすると、そこで農地区分の方で広がりがあるかないか、広がりがあれば一種のうち、という案件になって参ります。まず農振農用地区域からの除外の方も転用の見込みがなければ外れないということになります。また5年に1度、大規模な見直し等を行っているのが、概ね5年に1度というのがありますけども、通常これも前回のですね年2回の個別の案件として上がったものになります。今後説明の時には農振除外部分をご説明を先にしたいと思います。

安武義徳委員 その通り。農振農用地区域からの除外は多分県の許可と思いますから、農振協議会の会議の中で承認をいただいた上で、県での決定になっていると思いますが、であるので、今言ったところのだから、一種農地なんだ二種農地なんだという話しだと思うので、その部分を説明してもらった方がわかりやすいので、判断できる。次回から。

事務局 次回から詳しく説明したいと思います。失礼しました。

委員 面積もなんか、上限とかいうのはあるのですか。

事務局 特に面積の上限というのは決まってはいませんけれども、例えば国道沿いであれば、転用の一種農地で、農振農用地区域が外れて広がりがあっても、国道沿いの例えば運送業とかとかいうのは、例外規定の中になりますので、面積は特に決まってはおりませんけれども、そういったことで進めているところです。以上です。

委員 開発行為は面積の制限があるんですよね。

事務局 はい。開発の方はですね。県の方になって、しばらく時間をいただいて審査があって、その開発の許可が出て初めてうちの農業委員会で2ヶ月前とか、3ヶ月前に取っていても、県の許可が、出て初めてその許可書も出すという流れとなっております。

会 長 農振協議会にこういった案件が上がってきた場合に、農振協議会で意見がなかった場合、その後の農業委員会に1年間内にあげて下さいとか、そういった決まりはないのですよね。

事務局 はい。特に決まりはありませんけれども、急いでいるから出すんでしょという話でございますので、だいたい公告期間、農振農用地区域を外しますよというのを県の方

で言って、だいたい決まって何ヶ月間か異議申し立て期間とかあるんですけども、そのあと、だいたい変わらずに、出ているところであります。ただ工事の期間はですね、長くかかる部分もありますけれども、急いでるから出すんでしょうという性質のものでございます。

会 長 他にありませんか。はいどうぞ。

高山悦子委員 13 番高山です。今の続きなんですけど、転用したいというような依頼がある時に、農振協議会でどうするのかっていうのが個別で行われると。それ以外は 5 年に 1 回行われると。全体の見直しとして。個別は、なんか、ここどうしたいといった依頼があって、その急ぎたいような場合に、農振協議会というのがあるんですかね。

事務局 はい。年 2 回ですね、案件、いろんなところの案件がありますので、年 2 回、5 月期と 11 月、農振農用地区域から外れるっていう確定までは約半年かかるというふうなもので、転用はそのあと進められるというスケジュールになります。

高山悦子委員 分かりました。

会 長 他にはございませんか。

(質 問 ・ 意 見 な し)

意見もないようですので、許可相当にご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。次に議案第 5 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 5 号農用地利用集積等促進計画案についてご説明させていただきます。18 ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積等促進計画案につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものであります。担当より総括表案及び所有権移転の詳細につきまして、説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 はい。それでは全体の説明が終わりましたら、所有権移転の 1 番について説明をお願いいたします。

事務局 はい。19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表案です。

今月の利用権設定は、農地中間管理事業の賃貸借権設定が 19 件、所有権移転が 1 件となっております。それでは、所有権移転の説明に参ります。20 ページをご覧ください。土地の所在地、登記地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書記載の通りです。今回は、譲渡人から農業公社への売買となります。

会 長 1 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 はい。17 番の牛島です。この案件はですね、4 月 22 日に農業公社から来られました。出し手と受け手さんと私と推進委員と、事務局の立ち会いのもと、契約書書類作成と現地調査を行いました。今回は公社買い受けの契約になります。受け手さんは長年認定農業者をされており、今回の申請地の周辺も何枚も作っておられます。主にブドウや、柿を作っておられますが、今回は桃を作られるということです。何ら問題はないかと思います。皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 今回の計画はただいま説明がありました、中間管理事業 20 件です。しばらく時間をとりますので、ご確認をしていただきたいと思います。

(資 料 確 認)

それでは議案の確認をしていただいたと思います。何か、お尋ねご意見等がございましたらお受けいたします。はいどうぞ。

山内正治委員 2 番の山内でございます。この件にですね備考の欄に、1 筆当たり 18,000 円とか書いてありますけど、書いてないところは、これ決まってないんですか。

事務局 例えば 23 ページで言いますと、5 番は反当たりの 2 万 4,000 円というきっちりした数字でありまして、6 番とかは反当たりがちょっと端数がつきますので、筆に直すと 1 万 8,000 円というようなことになります。

山内正治委員 はい。分かりました。

会 長 他にはございませんか。はいどうぞ。

高山悦子委員 13 番の高山です。今と一緒になんですけど、私も理解しづらくてですね、一筆と書いてあったり、全部って書いてあったりしてると。対価等には 10 アール幾らと書いてあるから、わざわざ書かなくてもいいのかなと、一筆でどうしたいとかその特性の範囲でどうしたいという趣旨があるのかどうか。ちょっとよくわからないんですよね。

このバラバラな書き方で、これはどうなってるんですかね。

事務局 そうですね。そこは今度からそろえたいと思います。例えば 6 番のようにですね 1 万 8,000 円だったら 1 万 8,000 円、5 番の様に、反あたりで 2 万 4,000 円とかだったら 2 万 4,000 円というふうに今度からそろえて記入するようにしたいと思います。それから、転用は申請書にはまとめて 5 筆、まとめて幾らっていう書き方と、それから一筆幾らと、10 アール当たり幾らというのがあるんですけども、年に 1 回、平均の賃借料を公表するんですが、その時に、10 アール当たり幾らという書き方をするものですか、事務局サイドとしてはこの 10 アール当たり幾らというのを、記載させていただいているところです。

高山悦子委員 13 番の高山です。そんなことかなとは思ったんですけど、私も 10 アール当たり幾らとかいうふうに統一した方がわかりやすいと思うんですけど。その賃借料の金額は当事者が決めてるんですか。

事務局 そうです。

高山悦子委員 すいません。この前、制度の説明があって、なんか分かりにくく、なんでこんな面倒くさい制度にするんだと言った話の続きじゃないかなと思うんですけども。ここもですね、対価等受け手分と書いて、その下に方に対価等機構分ってあるんですけど、この機構分っていうのは何なんですかね。

事務局 促進計画になる随分以前の時が 1 回公社が借り受ける。そしてそれから受け手さんに貸すっていう中に段が二段階で議案が作られていたと思うんですけども、一括っていうのではもう、いっぺんにこう出ておりますので、その以前の機構での借り受ける分とその受け手が借り受ける分っていうふうな、ちょっと以前の流れで出てきているんだと思います。

会 長 難しい案件にせずに、もうちょっと簡素化するやり方ならまだいいのですが、だんだん難しくなって、私たちがものが言えなくなる作成になってきている感じがしてですね。ただ説明した人も多分わかってないですもんね。まだ。

事務局 そうですね単にシステムの問題ではあるんですけども、今後、システムはそうしか出てこないの、またそれをちょっとわかりやすく事務局の方で改良する形にしたいと思います。

会 長 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

それでは意見もないようですので、原案の通り承認することにご異議のない人、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

はい。ありがとうございました。全員挙手ですので議案の通り承認することに決定いたします。次に報告案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは29ページをお開きください。報告案件は、許可不要転用届け出についてと、許可書返納について、それから、合意解約についての3件になります。30ページをお願いいたします。許可不要転用届についてです。3件届け出がっております。詳細につきましては、30ページから34ページの記載の通りでございます。次に35ページをお願いいたします。許可書返納についてになります。内容については記載の通りでございます。最後に、36ページをお願いいたします。合意解約についてになります。今回、農地法第18条の規定による合意解約通知が9件っております。詳細につきましては、36ページから41ページの記載の通りでございます。以上報告案件の説明とさせていただきます。

会 長 ただいま事務局より報告案件につきまして説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ね、ご意見等ございましたらお願いいたします。

平山一浩委員 16番平山です。ちょっとこの許可不要転用という内容の少し噛み砕いた説明をお願いします。

事務局 公共性を有するようなものですね。県とか国とか、県が建設する道路とか、それと電気の関係、九電とかですね。それと通信関係、国民が皆使う公共性を有するものは許可は外してます。ただ、どのような計画でもってやるかというのは、事務局の方にそんな計画でやります。場所とかですね、そういうものは上がってきます。なので、許可不要だということで、どこでもできるというものじゃなくて、その必要性とか、やむを得ないなというようなことで、そういう計画があれば、という事になります。31ページは、県道の拡幅、或いはバイパスを作るとか、そういった場合に県の方で買収した農地の分について上げています。32、33ページは、九電の鉄塔ですね、建て替えであったりになります。

会 長 今の32ページ33ページの九電の鉄塔、敷地ですけど、これなぜ建て替えなければならないようになったかといいますと、私、去年、上層部と話しをした中で、今は九州電力の電力だけの送電じゃなくして、太陽光あたりの方の力が強くなって、太陽光を

今以上に設置する場合に、買い取りであります九州電力あたりに、電線がいっぱいで買い取りができません。というようなことをなくすために、送電線のそういった余力を持ったことにしなさい。というようなことの命令が来たので、こういった鉄塔の工事までしなくてはならなくなった。というような感じです。

他にございませんか。意見もないようですので、以上の通り報告とさせていただきます。本日予定しました議案すべて終わりましたが、その他で何かご意見等ございましたらお受けいたします。はいどうぞ。

高山悦子委員 13 番の高山です。議案の第 2 号の 3 条許可申請の備考欄の金額を見ると、前と比べて金額が高くなった気がするんですけどね。もちろん土地の場所とか面積とか、いろいろなものがあると思うんですけども、高くなったというのが私の勘違いだったらそれでいいんですけど、もしそうじゃないとすると何か原因があるんでしょうか。

事務局 経験的に言いますと、農地の方がだんだん安くなっているような状況があるのと。それから TSMC 関係で、上がっているところもあります。ただ、売買につきましてお互いのやりとりや条件でありますんで、買ってくれて言った時には、やっぱ買ったたかれる。売ってくれといった時には、やっぱりこうつり上げられるというようなあくまで個人間のところがございますので、極端に高い分、極端に低いっていうのは、それぞれの事情があるかと思いますが、全体的にはそれぞれの場所で上がっているとは思いますが。

会 長 他にはございませんか。事務局の方でもその他で何もございませんか。はいどうぞ。

事務局 はい。先月の議案の中でですね、受け人の方の経営面積が空欄になっていた案件がありましたけれども、その方はですね山鹿市の奥さんの実家で、奥さんの両親と一緒に農業経営を行っておられたということで、数値としてはですね、1,139 m²ということになります。そして、その世帯は別であってもですね、2 親等内の親族であって、農業経営を一緒に行っているということになりますので、そのような形で、同一形態ということになります。

高山悦子委員 13 番の高山です。それだったら、どこかに書いといてもらえませんかね。私たちこれしか見ないので、これを見ておかしいとか、質問するので、同じように備考欄に書いといていただくと、多分無駄な時間がかからないと思いますが。

事務局 ありがとうございます。次回からそのようにしたい思います。

会 長 はい。事務局どうぞ。

事務局 もう一つだけ報告をさせていただきたいと思います。前回の会議の時でございます

すけれども、追加議案として上げさせていただいた、辞任の同意の件につきまして国の方にちょっとお尋ねをいたしましたので、その回答をさせていただきたいと思います。農業委員会の委員は、農地法に基づく許認可や、農地の最適利用の推進など、重要な役割を担っておりますので、委員の交代は、地域の農業政策の継続性に影響を与える可能性がございます。従って農業委員の同意を得るのは、一時的な困難や、軽微な理由による辞任を防ぎ、責任ある職務遂行を促しております。また農業委員会法第8条第7項に、委員の年齢、性別等の等の著しい隔たりが生じないように配慮と規定があり、辞任による委員構成のバランスが崩れる場合がございますので、このようにチェック機能を持たせることで、農業委員会制度の安定性と公平性を担保する意味合いを持っておりますということでございました。以上でございます。

会 長 他にはございませんか。そしたら事務連絡をお願いいたします。

事務局 事務連絡説明

会 長 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長 他に意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました慎重なご審議ありがとうございました。これをもちまして「令和7年第5回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第 18 条第 1 項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩